

第十回 参議院水産委員会會議録第十四号

昭和二十六年二月二十三日(金曜日)午後一時五十三分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○水産物増産対策に関する調査の件

○漁船不法拿捕事件に関する件

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木下辰雄君)

只今から委員会を開会いたします。

この前の委員会では決定いたしました東支那海における拿捕事件に関する公聴会の開催につきまして、外務委員会と連合委員会を開くことにいたしましたと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(木下辰雄君)

御異議ないと認めます。それでは三月六日の委員会は外務委員会と連合委員会を開くことに決定いたします。

○委員長(木下辰雄君)

次に松浦委員から緊急質問がございます。この際許可いたします。松浦君。

○松浦清一君

外務省のほうお見えになつておるのですか。

○委員長(木下辰雄君)

おられます。

○松浦清一君

この委員会では一九四九年以来、つまり終戦後東支那海を中心とする以西底現の日本漁船がしばしば中共それから韓国、台湾、その方面の船に拿捕せられ、中には船を返しても戻つたものもございます。又船員だけ送還せられて船はまだ返してもらえない、そういう船もたくさんあります。

○委員長(木下辰雄君)

次は松浦委員から緊急質問がございます。この際許可いたします。松浦君。

○松浦清一君

外務省のほうお見えになつておるのですか。

○委員長(木下辰雄君)

おられます。

○松浦清一君

この委員会では一九四九年以来、つまり終戦後東支那海を中心とする以西底現の日本漁船がしばしば中共それから韓国、台湾、その方面の船に拿捕せられ、中には船を返しても戻つたものもございます。又船員だけ送還せられて船はまだ返してもらえない、そういう船もたくさんあります。

○委員長(木下辰雄君)

次は松浦委員から緊急質問がございます。この際許可いたします。松浦君。

○松浦清一君

外務省のほうお見えになつておるのですか。

○委員長(木下辰雄君)

おられます。

○松浦清一君

この委員会では一九四九年以来、つまり終戦後東支那海を中心とする以西底現の日本漁船がしばしば中共それから韓国、台湾、その方面の船に拿捕せられ、中には船を返しても戻つたものもございます。又船員だけ送還せられて船はまだ返してもらえない、そういう船もたくさんあります。

○委員長(木下辰雄君)

次は松浦委員から緊急質問がございます。この際許可いたします。松浦君。

○松浦清一君 外務省のほうお見えになつておるのですか。

ので、その事件が起りましたその都度、この委員会では問題にいたしました。その真実、それからそれに対する日本政府の対策、それからその結果等の質問を繰返し申上げて来たのでございしますが、その都度水産庁の御当局では、外務省方面と十分の連絡をとりつつ適宜応急の措置を講じつつあると、こういう御返答を頂いたままで、はつきりその結果というものが明瞭になつておりません。而も業者、それからその船に乗つておる船員等の報告に基きまして我々が調査した結果と、それから日本の政府側でキャッチしておられる実相との間に必ずしも全部が一致しておらないという点もあるやに了解をいたしておるので、この機会に終戦後マツカーサー・ラインというものが引かれて以後外国に拿捕せられておる船の事情、つまり経過からいいますと、いつどの区域において拿捕せられたか、何丸が拿捕せられて、それに対して日本政府がどういう対策を講じて、そしてその船がどういう結果になつておるかということを集計的に一つ御報告を願いたいということを前以て要請をいたしたのであります。それからそういう非常に業界にとりましても、日本の全体的水産業の立場からいたしましても、まさに危殆に瀕する状態がだん／＼と顯著になりつつあります。そういうことを我々が心配しております。今月の十九日に東経百二十度三十分、北緯三十度十五分の地点において第二十八、第二十九大漁丸、それから第五十六、第五十七大漁丸、これは二月二十七日であります。それから二月の十八日に南星水産の和美丸、それから韓国水産の第五十七報国丸、この船が拿捕せられておるといふ、こういう情報を業者の関係方面から、それから全日本海員組合の現地のほうから報告がありまして、非常に困つておる実情にあるわけです。それからこの前の委員会では問題になつて、只今、来月の六日に外務委員会と共同で実情の調査をやる、こういうことが決定されたのであります。そのときに取上げられました問題は、中共に拿捕された五隻の船に乗つた五十四名が日本に帰つて来てもらはしたところの情報によりまして、マツカーサー・ラインというものは国連の関係において定められたのであつて、中共は国連に入つておらないのだから、マツカーサー・ラインの有無にかかわらず、外に出ようが、内にいようが中共は関知せずに見付け次第に艦船であろうが漁船であろうが拿捕する、そういう報告を現地の者が言つたと、そういう報告をもたらししたわけなんです。それだけでもこの方面に出漁する船員にとりまして業者にとりまして殆んど危殆に瀕する状態になりつつあるとき、こういう事件が起りつつある、これは但しそういう方面の情報でありまして、水産庁並びに外務省方面に対しては、これが確かに拿捕されたものであるかどうか。若し拿捕されたものであるとすれば、それに対して現在と

つつある対策はどういう御対策であるか、こういうことについて経過と御所信を承わりたい、こう考えます。その御答弁によりましては、更に重ねてお伺い申上げたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

鈴木出入国管理庁長官に御答弁願ひます。

○政府委員(鈴木一君)

只今お尋ねがございました漁船の拿捕事件に關しまして御説明申上げます前に、一言お断り申上げたいと思ひます。出入国管理庁と申します役所は、外国人が国内に入りましたり、或いは出ましたりするその管理をいたします役所でございますので、極くひやかにかに申しますと、日本船が拿捕されるというようなことにつきましては、全然所管外なことでございしますが、但し従来我々のほうの扱つております仕事の上から、朝鮮方面の密入国というようなことから、朝鮮関係の交渉がございしますので、韓国方面、或いは南鮮方面でこちらの漁船が拿捕されたというような際には、韓国当局に対しては、勿論司令部を通じてありますが、いろいろな交渉の途もございしますので、便宜出入国管理庁の所管外の仕事ではございまして、けれども、幹旋をいたしておりました。その結果、最近におきまして、四隻ほどでございしましたが、韓国側のほうに拿捕されましたのを放してもらつたというふうな、具体的に解決しました例もあるわけがあります。又昨年におきまして、中国方面の懸案事項も、これは中共ではございせん、中国代表部が

こちらにございせん関係、又こちらの顔見知りというふうなことから、やはり司令部を通じてあります。若干解決をした例もあるわけがあります。ただ中共の問題につきましては、我々といひましては、皆様方のほうの実情を承わつて、そして司令部のほうに取次いでくれという際に、勿論外務省といひまして十分の御助力をいたしたいといふ以外には、我々の出入国管理庁としましてはやる途はないのでございまして、その点をあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

この前の松浦委員の質問に対してお答えしたいという長官のお申出ですが、よろしくございせん。

○政府委員(家坂孝平君)

この前松浦委員から拿捕船の最近の状況について報告を求められたのであります。水産庁といたしましては、極く最近まで入手しました資料をここに御報告いたしたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

これは私どもの福岡の監視所から報告されたもの、或いは会社側から報告されたものなどを含めてあるわけでありまして、川南工業の第十雲仙丸であります。これは十二月七日、農林漁区二九六区において僚船第十一雲仙丸と操業中、武装した中共側艦船に襲撃

つたある対策はどういう御対策であるか、こういうことについて経過と御所信を承わりたい、こう考えます。その御答弁によりましては、更に重ねてお伺い申上げたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

鈴木出入国管理庁長官に御答弁願ひます。

○政府委員(鈴木一君)

只今お尋ねがございました漁船の拿捕事件に關しまして御説明申上げます前に、一言お断り申上げたいと思ひます。出入国管理庁と申します役所は、外国人が国内に入りましたり、或いは出ましたりするその管理をいたします役所でございますので、極くひやかにかに申しますと、日本船が拿捕されるというようなことにつきましては、全然所管外なことでございしますが、但し従来我々のほうの扱つております仕事の上から、朝鮮方面の密入国というようなことから、朝鮮関係の交渉がございしますので、韓国方面、或いは南鮮方面でこちらの漁船が拿捕されたというような際には、韓国当局に対しては、勿論司令部を通じてありますが、いろいろな交渉の途もございしますので、便宜出入国管理庁の所管外の仕事ではございまして、けれども、幹旋をいたしておりました。その結果、最近におきまして、四隻ほどでございしましたが、韓国側のほうに拿捕されましたのを放してもらつたというふうな、具体的に解決しました例もあるわけがあります。又昨年におきまして、中国方面の懸案事項も、これは中共ではございせん、中国代表部が

こちらにございせん関係、又こちらの顔見知りというふうなことから、やはり司令部を通じてあります。若干解決をした例もあるわけがあります。ただ中共の問題につきましては、我々といひましては、皆様方のほうの実情を承わつて、そして司令部のほうに取次いでくれという際に、勿論外務省といひまして十分の御助力をいたしたいといふ以外には、我々の出入国管理庁としましてはやる途はないのでございまして、その点をあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

この前の松浦委員の質問に対してお答えしたいという長官のお申出ですが、よろしくございせん。

○政府委員(家坂孝平君)

この前松浦委員から拿捕船の最近の状況について報告を求められたのであります。水産庁といたしましては、極く最近まで入手しました資料をここに御報告いたしたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

これは私どもの福岡の監視所から報告されたもの、或いは会社側から報告されたものなどを含めてあるわけでありまして、川南工業の第十雲仙丸であります。これは十二月七日、農林漁区二九六区において僚船第十一雲仙丸と操業中、武装した中共側艦船に襲撃

つたある対策はどういう御対策であるか、こういうことについて経過と御所信を承わりたい、こう考えます。その御答弁によりましては、更に重ねてお伺い申上げたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

鈴木出入国管理庁長官に御答弁願ひます。

○政府委員(鈴木一君)

只今お尋ねがございました漁船の拿捕事件に關しまして御説明申上げます前に、一言お断り申上げたいと思ひます。出入国管理庁と申します役所は、外国人が国内に入りましたり、或いは出ましたりするその管理をいたします役所でございますので、極くひやかにかに申しますと、日本船が拿捕されるというようなことにつきましては、全然所管外なことでございしますが、但し従来我々のほうの扱つております仕事の上から、朝鮮方面の密入国というようなことから、朝鮮関係の交渉がございしますので、韓国方面、或いは南鮮方面でこちらの漁船が拿捕されたというような際には、韓国当局に対しては、勿論司令部を通じてありますが、いろいろな交渉の途もございしますので、便宜出入国管理庁の所管外の仕事ではございまして、けれども、幹旋をいたしておりました。その結果、最近におきまして、四隻ほどでございしましたが、韓国側のほうに拿捕されましたのを放してもらつたというふうな、具体的に解決しました例もあるわけがあります。又昨年におきまして、中国方面の懸案事項も、これは中共ではございせん、中国代表部が

こちらにございせん関係、又こちらの顔見知りというふうなことから、やはり司令部を通じてあります。若干解決をした例もあるわけがあります。ただ中共の問題につきましては、我々といひましては、皆様方のほうの実情を承わつて、そして司令部のほうに取次いでくれという際に、勿論外務省といひまして十分の御助力をいたしたいといふ以外には、我々の出入国管理庁としましてはやる途はないのでございまして、その点をあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

この前の松浦委員の質問に対してお答えしたいという長官のお申出ですが、よろしくございせん。

○政府委員(家坂孝平君)

この前松浦委員から拿捕船の最近の状況について報告を求められたのであります。水産庁といたしましては、極く最近まで入手しました資料をここに御報告いたしたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

これは私どもの福岡の監視所から報告されたもの、或いは会社側から報告されたものなどを含めてあるわけでありまして、川南工業の第十雲仙丸であります。これは十二月七日、農林漁区二九六区において僚船第十一雲仙丸と操業中、武装した中共側艦船に襲撃

つたある対策はどういう御対策であるか、こういうことについて経過と御所信を承わりたい、こう考えます。その御答弁によりましては、更に重ねてお伺い申上げたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君)

鈴木出入国管理庁長官に御答弁願ひます。

○政府委員(鈴木一君)

只今お尋ねがございました漁船の拿捕事件に關しまして御説明申上げます前に、一言お断り申上げたいと思ひます。出入国管理庁と申します役所は、外国人が国内に入りましたり、或いは出ましたりするその管理をいたします役所でございますので、極くひやかにかに申しますと、日本船が拿捕されるというようなことにつきましては、全然所管外なことでございしますが、但し従来我々のほうの扱つております仕事の上から、朝鮮方面の密入国というようなことから、朝鮮関係の交渉がございしますので、韓国方面、或いは南鮮方面でこちらの漁船が拿捕されたというような際には、韓国当局に対しては、勿論司令部を通じてありますが、いろいろな交渉の途もございしますので、便宜出入国管理庁の所管外の仕事ではございまして、けれども、幹旋をいたしておりました。その結果、最近におきまして、四隻ほどでございしましたが、韓国側のほうに拿捕されましたのを放してもらつたというふうな、具体的に解決しました例もあるわけがあります。又昨年におきまして、中国方面の懸案事項も、これは中共ではございせん、中国代表部が

され、約一時間ほど逃走しましたが、更に四、五隻に包圍され、且つ銃砲撃を受けたので、止むを得ず停船、中国人が操舵いたしました中国船が護衛の下に上海に回航、同地に抑留されました。なお第十一雲仙丸は危く難を逃がれ帰航したのであります。

第三、第五大霧丸、これは谷沢明氏が所有しておる船であります。これも去年の十二月二十九日、農林漁区三〇九区において操業中、武装船舶二隻より銃撃されたので、逃避せんとしましたが、約二十分後に両船とも数隻の中共船によつて拿捕され、東バレン島を経て上海に回航、抑留されたのであります。

第三、第五日邦丸、これは齋藤庄次郎氏ほか四名の所有船であります。十二月二十九日、農林漁区第三〇八区において操業中、武装船舶六隻より銃砲撃されたので、逃避せんとしましたが、遂に拿捕されて上海に回航、抑留されました。

右五隻の乗組員総員五十四名は、上海水産会社の船舶一隻をもらい受けまして、本年一月二十四日無事博多港に帰還いたしました。

第六十八明石丸、大洋漁業の所有であります。これは本年二月十三日、農林漁区三〇七区におきまして武装船舶より銃撃され、逃避せんとしましたが、拿捕されたのであります。

第十八雲仙丸、川南工業の所有であります。これも二月十七日、農林漁区五三三区において武装した中共の船らしいものによりまして拿捕されました。旨、僚船からの通報がありました。詳細は判明いたしておりません。

以上計七隻が旧臘から拿捕されました。

た七隻であります。ほかに、極く最近に至りまして会社側その他から情報を得ましたものによりまして、六隻の船が又拿捕されたという報告を入手しておりますが、これの詳報、確報はまだつかんでおらないのであります。

それで水産庁にいたしましたのは、この拿捕が頻々と起きますので、海上保安庁、外務省と密接な連絡の下に情報を収集いたしまして、連合軍の関係方面へ報告して、被拿捕船及びその乗組員の早期の返還に努力して参つたのであります。が、拿捕、抑留された乗組員の報告によりますれば、中共側官憲は、東支那海全域を自国の領海と主張し、マツカーサー・ライン内たと否とを問はず全海域に亘つて漁船は勿論、監視船をも拿捕すると述べているのであります。今後とも拿捕事件が惹起するものと予想されますので、関係官庁とも協議の上、かかる事件の停止について嚴重中共側の注意を喚起するよう、最高司令部に對しまして懇請することとして、目下その手配をしておるのであります。

大体かような状況に目下あるわけでありまして、

○松浦清一君 簡單ですから坐つたままでお許しを願ひたいと思ひますが、今鈴木長官のお話によりまして、今拿捕された船舶に関する問題、それから乗組員の送還等に関する問題については、鈴木長官のほうは担任しておられないというお話であつたのですが、こういう現実の問題が起りました場合に、一番最初に報告を受けるのは水産庁である。私は了解しておる。水産庁がその詳報を受取つてからどういう経

路でどういう所に、どういう折衝をなさるのが日本政府の建前でございますか。

○政府委員(家坂孝平君) 水産庁ではこの拿捕問題につきましての情報を得ますれば、できるだけ早急にNRSに先ず報告いたします。そうしてなお外務省、海上保安庁にもすぐ連絡、報告をいたしまして、そうして又外務省、海上保安庁からも司令部方面へも連絡をして頂いておるのであります。

○松浦清一君 そうしますと、そういう問題の総司令部に對する折衝の責任というものは水産庁にあつて、そういう日本の外務省はそれに対し協力をする、そういう建前でございますか。

○政府委員(家坂孝平君) その点は水産庁といたしましては、取りあへずNRSに、いわゆる水産部に直接連絡いたしまして、水産部から司令部内のそれへの関係セクションに話をしてもらひ、こういう筋を通つておるわけでありまして、それから外務省のほうはどういう筋に行つておられますか、その点詳細わかりませんが、それども、やはり外務省としても司令部内の関係先に御連絡しておられることと想像しております。

○松浦清一君 そうしますと、外務省のこの問題に關する立場というものは、單に側面的な、先ほど鈴木長官の

お話によりまして、知合いがあつたので折衝等のお手伝いをしたと、こういうふうな了解のできるような御答弁を頂いたのですけれども、飽くまでも船の返還乗組員の送還その他においては水産庁の責任においてこれをおやりになると、こういうふうな了解してよろしいわけでございますか。

○政府委員(鈴木一君) 今までのところはそういうことになっております。

○松浦清一君 そうするとこの問題に對する日本の、これはまあ對外的な外交機関の独立性というものはないことは私は了解できるのですが、総司令部の外交關係に對する日本の外務省の立場というものは、この問題に對しては關係ないと、こういう種類の問題に對しては關係ないと、そういうことなんですか。

○政府委員(鈴木一君) 關係ないということは言えないと思ひますが、水産庁、外務省とも、司令部に對しまして要求すべきものは要求する、交渉すべきものは交渉する、そういうことであると思ひます。ただ我々のほうに拿捕船があつたという報告を直接受け、それによつてすぐ動く、動かねばならないということではないと思ひます。第一位の担当官庁は水産庁であります。

○松浦清一君 そうしますと、まだ五隻の乗組員五十四名のほかに、前に拿捕された船で歸つておられない者がおると、それから今度十七日、十八日に拿捕せられたということがは確認されておる。この船の乗組員、それから船の返還、船員の送還、そういう問題についてはもうすでに積極的に行動を起

しておられますか。水産庁はどうか。それを伺いたい。

○政府委員(家坂孝平君) 実はこの只今申し上げた七隻の分には對しましては、本日NRSのほうに私どものほうからの懇請書を持つて行くことにしております。それ以前のやつはすでにNRSのほうにはそれへ私どもの要望書を持つて参つておるわけでありまして、

○松浦清一君 七隻というのを明確にして置きたいのですが、二月十七日の第十八雲仙丸以降、十七日の第二十、二十八の大漁丸、それから同日の第五十六、五十七大漁丸、それから十八日の第五十七報國丸、それから同十八日の和美丸、これだけですね。この七隻ですね。

○政府委員(家坂孝平君) 実は今お話になりました七隻、只今私が御報告申し上げました七隻につきましては、その都度報告だけは一応NRSには取次いでおるわけでありまして、それから只今ちよつと名前が出ました報國丸、大漁丸、それから和美丸ですが、この六隻につきましては、まだ報告を出してないわけでありまして、それ以外のものはその都度報告をしております。今日持つて参りましたやうなやつは、そのまゝとめたやつを又懇請しようとして、

○松浦清一君 大変突込んだことを伺つて甚だ恐縮ですが、若し懇請をしてどうしてうまく行かないというやうなことになつた場合に、とるべき措置というものはどういふことになるのでしょうか。

○政府委員(家坂孝平君) これにつき

ましては、その業者の損失というよりなものにつきまして、国として何等の措置を講じたい、かように考えまして今保険関係の点につきましていろいろ考究している段階になつてゐるのであります。

○松浦清一君 いや、私の聞いたのはこうなんです、結局取られてしまつて、日本の自主権がないのですし、自由権もないのですし、どうしても返してくれないというものを武力を以てぶ

ん取つてくるというようなことは不可能な状態に日本が置かれてゐる。結局如何に努力しても返してもらえないという船に対しては、やはり政府の保護政策を考へるとか、或いは船員に対して損害賠償をしてやるとか、こういうようなお考えを願ひたいというのを考へたから、どうもしようがないというのでは困るということは今御質問申上げたのじやないか。それに対して極めて緊急な措置を講じられるように一つ御希望申上げておきます。そうしませんと事態は誠に憂慮すべき事態であつて、測り知れない状態が将来に起り得る公算が極めて大きい。マツカーサー・ラインというものを認めないというのですから、中にあるが、外にあるが、今長官がおつしやつたように、とにかく見付け次第日本の船を持つて行かれるというやうな危険性が非常に大きくなりつゝあるわけなんです。そのときにこれはどうも返してもらえない、止むを得ない、返してもらえない船員の留守宅のほうも、生活保障のこと、これは運命だ、しょうがない、こういうことでは日本の現在置かれてゐる立場から考へて、余りに冷た過ぎる、それに対する措置を迅速に講じてもらひたい、こういうことを私は考へてゐるの

でして、その点強く要望申し上げます。更にそういうことをするから、船の返還、それから船員の送還等についての努力が緩やかにやつていいわけがないのでありますから、能う限り最大限の努力を拂つて、速かにこれが返還並びに送還の措置がとられるように、これは外務省のほうも、関係の濃淡にかかわらず、御協力を願ひて御努力を願ひたい、こう考へております。

もう一つ、この前の前の委員会のときに、私はこれは講和問題と関連して、若し講和会議がどういう状態にいても開かれて、條約が締結されたというその結果において、日本の水産業というものは、若し中共やソ連が講和條約に除外された場合、北洋、東支那海方面に対する出漁ということは只今まで申上げて参りましたように、中共共というものがマツカーサー・ラインというものの存在を認めない。あつてもなくても同じことですから向うに出漁はできない。これに対して講和條約の中にこれらの漁業をどう保障して行くか、どういう工合に保護されるように持つて行くかという点に對するお考えを伺つて、それに対する御答弁を頂けないのですが、まだその方針というやうなものがおきまりにならないものでしょうか。

○政府委員(家坂孝平君) その点につきましては、いま少しお待ちを願ひたいと思ひます。

○松浦清一君 慎重に一つお考えになつて、この点に對する対策を御講じにならないという、この前申上げました通り講和條約ができて、日本の水産業というものはびた一文にもならな

い、こういう結果になる虞れが極めて大きいので、腰を入れて一つこの点は御検討を願ひたい。

○委員長(木下辰雄君) この問題について何か……

○青山正一君 委員長も同感だろうと思ひますが、今のいろ／＼な問答のやりとりを聞いていますと、外務省のほうで余りこれは本腰になつていないというふうにも非常に考へられるわけなんです。それでやはり相当委員長といたしまして、こういうやうな重大な問題は、外務省も同じようにその所在をはつきりして頂くように一つ申入れて頂きたいということが第一点であります。

それから第二点といたしまして、今のお話を聞いていますと、どうもびんと来ないところが非に多いのではなからうかと思ふのです。例えば今の連合軍というものは、中共政府を相手にしていない。それから中共政府も連合軍を相手にしていない。そういうふうなことになるりますと、たとえ連合軍を通じて中共に拿捕された船をとやかく言うても、無駄になる場合が非常に多いのではなからうか。これは報告程度だろう、こういうふうにも考へられるわけなんです。それでこの水と油の関係にあるこの両者の関係において、たとえ講和條約が結ばれてマツカーサー・ラインが外れたといたしましても現状におきましてはマツカーサー・ラインは連合軍も力を入れてゐるのだ。ところがそれ以後になりますと、却つて逆にもうラインは外されたのだから、どこへ行こうともまよふという氣持を向うが恐らく抱くのではなからうか。そうした場合において却つて拿捕される船

が多くなるといふことも、これは予想されるわけなんです。これは今松浦先生のいろ／＼な質問事項の中にも入つておりますけれども、そういう点もやはり今後考へて、水産庁が特に進んで行つて頂きたいということを今希望するわけなんです。

この二点だけ、特に委員長のほうでも心得て頂いて、一つ申入れ願ひたい、こういう点であります。

○委員長(木下辰雄君) この前に拿捕事件がありました当時、委員会に証人を喚問した際に、当時の外務次官の御答弁は、外務省は十分責任を持つてやるといふことを確かに太田外務次官は言明された。今回の六日の証人喚問の際にも、外務次官その他を呼んでありますからして、その際に委員会も十分その問題を質問して頂きたい、かように存じます。

松浦君の緊急質問に関する事項は、これを以て打ち切ります。

○委員長(木下辰雄君) 次に、今日の議題になつております水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず家坂長官から改正理由の詳細な説明を求めるとにいたします。

○政府委員(家坂孝平君) 水産業協同組合法改正の理由を説明申し上げます。今般提案いたしました改正法案の主要な目的は、第一に組合の守るべき財政基準を定める政令の根拠規定を設けること、第二は組合に對する行政庁の定期的検査を行うことであります。なおこの際漁業法施行法制定の際及び前回法律改正の際見落しました法律上の不備を補うための改正を三カ所附け加えたのであります。

第一の財務基準につきましては、第五十七條の次に一條を案文のごとく加えたのであります。第一に組合の設立を必要とする理由は、第一に組合の設立が一応全国的に及んだのであります。が、経営規模及び自己資本等組合の経済的基礎が極めて貧弱でありまして資料(水産業協同組合に関する統計集七頁)に御覽の通り、四二・五%は百未満の組合であり、六九・六%は二百人未満の組合であるといふやうに、極めて組合規模が零細でありまして、従いましてその出資金につきましても(同資料九頁)全国の五六・一%は十萬元以下の小組合であります。このやうな状況にありまことは、いろ／＼な事情によることではあります。これが育成強化につきましては、單なる機械的な統合等を以てしては申す迄もなく解決されるものではないのであります。これを組合経営の基礎的な財務関係より如何にすべきかを示さなければならぬと存するのであります。即ち組合のとるべき財務基準を制定することが必要であると存するのであります。

第二に、なお尙更に新協同組合の大部分は設立されて以来、旧水産業団体の資産負債並びに事業を継承いたしておるのであります。経済的種々な変動期に當りまして経営極めて困難なものがあるものであります。この事情に農業協同組合においても同様な事情にあるのであります。目下農業協同組合の対策と同一な方策を以ては対策検討中であります。然るに農業協同組合においては、すでに法律を改正し、財務基準を制定しその中において出資の基準と出資増加の年次目標を規定され

第三に、なお尙更に新協同組合の大部分は設立されて以来、旧水産業団体の資産負債並びに事業を継承いたしておるのであります。経済的種々な変動期に當りまして経営極めて困難なものがあるものであります。この事情に農業協同組合においても同様な事情にあるのであります。目下農業協同組合の対策と同一な方策を以ては対策検討中であります。然るに農業協同組合においては、すでに法律を改正し、財務基準を制定しその中において出資の基準と出資増加の年次目標を規定され

第三に、なお尙更に新協同組合の大部分は設立されて以来、旧水産業団体の資産負債並びに事業を継承いたしておるのであります。経済的種々な変動期に當りまして経営極めて困難なものがあるものであります。この事情に農業協同組合においても同様な事情にあるのであります。目下農業協同組合の対策と同一な方策を以ては対策検討中であります。然るに農業協同組合においては、すでに法律を改正し、財務基準を制定しその中において出資の基準と出資増加の年次目標を規定され

第三に、なお尙更に新協同組合の大部分は設立されて以来、旧水産業団体の資産負債並びに事業を継承いたしておるのであります。経済的種々な変動期に當りまして経営極めて困難なものがあるものであります。この事情に農業協同組合においても同様な事情にあるのであります。目下農業協同組合の対策と同一な方策を以ては対策検討中であります。然るに農業協同組合においては、すでに法律を改正し、財務基準を制定しその中において出資の基準と出資増加の年次目標を規定され

第三に、なお尙更に新協同組合の大部分は設立されて以来、旧水産業団体の資産負債並びに事業を継承いたしておるのであります。経済的種々な変動期に當りまして経営極めて困難なものがあるものであります。この事情に農業協同組合においても同様な事情にあるのであります。目下農業協同組合の対策と同一な方策を以ては対策検討中であります。然るに農業協同組合においては、すでに法律を改正し、財務基準を制定しその中において出資の基準と出資増加の年次目標を規定され

このような意味合いにおきまして財務基準を制定する必要がありますから、政令でその基準の詳細を定められるようその根拠規定を提案いたしました次第であります。

第二に、只今説明いたしました第一の改正と表裏の關係にあるのでありますが、財務基準を制定いたしましたも組合の財務が適正に実施されているかどうかを行政庁が検査いたすのに当りまして、現行の法規によりましては、行政庁は組合の業務又は会計が法令等に違反の疑いがある場合にのみ組合に対して検査を行い得ることになっているのであります、かかる檢察的検査では組合の運営の指導的検査をいたすことが困難でありますので、行政庁は毎年一回常例的に組合の健康診断をする義務を負う様にしたほうがむしろ組合の健全な発達のため必要なことと考えるのであります。このような規定につきましては、農業協同組合法においては前述の改正と共にすでに改正され実施されておるのであります。よつて第二百二十三條に一項を案文のごとく加えたのであります。

これが予算措置につきましては、法律御承認の後直ちに追加予算要求をする準備を持っております。

以上が主要な改正でありますが、なおこの際法律の主として技術的不備な点につき、これを補う意味において三カ所改正いたしました。

その一は、第七條第二項の改正であります。

第七條第一項に規定した四種の組合及び連合会は独禁法第二十四條の組合として同法の適用を除外されるかどうか公取委員會の判定を受けてきまること

とになっておりますが、独禁法第二十四條の組合には四つの要件が必要です。そのうち同條第三号により

「議決権が平等であること」となっておりますが、議決権のない準組合員又は準会員を持つ団体は、形式的にはこの

要件に反することになり、同法の適用除外を受けられないことになりますので、準組合員又は準会員を持つもの

は、組合法第七條第一項第一号（特定の業種別漁業協同組合）、第三号及び第四号（特定の連合会）については、こ

その二は、第八十二條第三項の改正であります。先般漁業法施行法により協同組合法の一部を改正いたしました際、第八十條、第八十一條、第八十二

條第三項中「従事する者」を「常時従事する者」と改正になつたのであります。が、第八十二條のみは條文が「組合の営む事業に従事する組合員」となつて

おりますので、前改正の常時従事する者では改正にならず、常時従事する組

合員とすべきなので、改めて第八十二條第三項中の「従事する組合員」を「常時従事する組合員」に改めたのであります。

その三は、第二百二十九條第一項中「千円」とありますのを、「二万円」に改めましたのは、貨幣価値の下落に伴

い、千円の罰金では効果がありませんので、この際これを一万円に改めたのであります。

大体以上が改正の理由であります
が、よろしく御審議を願いたいのであ
ります。

○委員長（木下辰雄君） 御質問ありま
せんか。

○青山正一君 この改正点は、平常か

うに僕は新聞紙上で見たわけでありませんが、この漁業法の関係で一体どのくらいの額で予算的措置を講ずるか、その点一つ触れて頂きたいと思います。

○説明員(智根徹君) 一応農業協同組合の法律が御承認になりました後予算を請求したように心得ております。で只今準備いたしております予算につき

ましては、本省に十二名、それから各県に平均四名、二名ずつを以て二班を編成して、各県では二班の四名という補助職員、中央におきます十二名は現

在の班のほかに、なお職員の検査の能力を向上せしめるための指導というようなことをも含めまして十二名、以上の増員に更に旅費等を加えまして、総

計二千三百万円の予算を、計数を整理して準備しておるのでございます。

○青山正一君 協同組合自体に何かさういふような途を講じてあるんじやないのですか、あの農業のほうでは。

○説明員(曾根徹君) 農業のほうにお

きましても、政府職員及び補助職員の増員として適切な数を記憶しておりませんが、約七百名の増員があつたよう

に存じております。

○青山正一君 農業の七百名というのは、協同組合に駐在した職員の費用と

いうふうになし、僕が聞いております
のですが、今その説明を開きますと本
省で十二名、各県に四名というよう

ことになりますと、一体どれだけぐら
いになりますか。その点もう少し農業
協同組合のほうの関係を一つ御検討な

○説明員(曾根徹君) 御承知の通り農林省の協同組合部におきまして新たに検査課を設けまして、行政官庁が責任を持つてその常例検査の体制を整え

ております。なお只今御質問の内容の各組合に指導職員を配置しようというような件につきましては、育成強化というような線に沿って各県で民間の非

常に優秀な指導者を委嘱しまして、特に必要のある組合に特別指導の意味を以て指導員を巡遣されておるといふようなことを聞いておりますが、只今御

注意のあつたこの点につきましては、詳細研究いたします。

○青山正一君 農業のその予算的措置に要する費用というものは相当莫大なる

ように僕は聞いておりますが、この漁業協同組合もこんな引つ込み思案では

なしに、やはりそんな点まで御注意願つて一つ十分な措置を願いたいと、こういうふうに考えております。特にあの際農業協同組合がそれによつて相当

恩恵を受けたと、生き還つたというような事実もあるわけなんですから、この際漁業協同組合を育成強化する意味

合いにおいても、こういう際において十分な予算を取つたほうがよからうと、こういうふうと考えております。

○委員長(木下辰雄君)　ほかに御質問
ありませんか。……第五十七條の二の
自己資本の額を政令で定めることにな

つておりますが、現在日本の金詰りが非常に深刻な場合において、組合の自己資本を急激増加するということは、

そういう関係で一応政令案が水産庁でできておりますので、政令案を朗読して簡単に御説明願います。

○説明員(付根徹君) 政令案の御説明を申し上げます。この政令案は只今のところまだ総司令部の正式の承認を得ておりません。諒解して次回に亘りまして提出いたしまして、大体この線に落着くのではないかと見通してございしますが、まだ正式な承認は得ておらないことを御了承願います。読みながら御説明申し上げます。

水産協同組合の財務処理の基準を定める政令(案)

内閣は、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五十七條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

(自己資本の基準)

第一條 水産業協同組合法第十九條第一項(同法第九十二條第二項において準用する場合を含む。)又は第九十五條(同法第九十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定により組合員又は会員に出資させる水産業協同組合(以下「組合」という。)の自己資本の額は、左の各号に掲げる金額の合計額以上でなければならない。

一、当該組合の有する固定資産の価額

二、当該組合の加入する漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫への拂込済出資金

2 前項の自己資本とは、拂込済出資金及び準備金(準備金、積立金その他名称のいかんを問わず、剰余金のうちから積立てられたもの

であつて資本勘定に属するものという。)の合計額(繰越損失金がある場合にはその額を控除した額)をいう。

この自己資本とは拂込済の出資金と準備金とで、準備金は準備金、積立金でありまして、引当金のようなものを除きまして、資本勘定に属するような積立金、準備金のその合計額でありまして、繰越の損失金はこれを控除する。この自己資本に對しまして、

3 第一項第一号の固定資産の価格には、当該固定資産の取得又は拡充のためにした借入金(借入期間が一年をこえるものであつて、数回にわたつて定期に返済する契約のあるものに限る。)を除く。

この場合の固定資産の価格には、固定資産の取得の価格、又は拡充のためにした借入金であります。年賦償還のような形になつておりますもので、その返済期限がまだ到来していないものはこれを除くのであります。そのような考え方による固定資産の価格と、系統出資金の拂込済出資金の合計額以上に見合うだけの自己資本を持たなければならないという基準でござい

ます。これにつきましては、只今委員長からも御注意ございましたように、附則におきまして五年間の年次計画を一応立てまして、一挙ではなくこの五年間にこの目標に向つて少くとも自己資本額は固定資産と系統出資金の合計額に見合うだけのものを充実すること

を基準としたものであります。

(経理の区分)

第二條 信用事業(貯金の受入及び

資金の貸付ならびにこれらに附帯する事業をいう。)その他の事業をあわせ行ふ組合は、信用事業と信用事業以外の事業とを区分して経理しなければならない。

2 前項の信用事業に係る勘定には、信用事業に係る資産として現金、預け金、有価証券、貸出金及び信用事業に関するその他の債権を、負債として貯金、信用事業に関する借入金及びその他の債務を収入として貸付金利息、預け金利息、有価証券利息及び信用事業に関するその他の収益を、支出として貯金利息信用事業に関する借入金の利息及びその他の損費を含ましめ、信用事業以外の事業に係る勘定には信用事業に係る勘定に属しない資産、負債、収入及び支出を含ましめなければならない。

この第二條は、信用事業勘定についての勘定項目をはつきりと明示し、信用事業とその他の事業の経理の区分の基準にいたしましたのであります。

(貯金の運用の基準)

第三條 信用事業を行う組合は、その貯金を定期的貯金の百分の六十の額に相当する金額をこえて、一年をこえる期間の貸付のために運用してはならない。

貯金の運用の基準につきまして、信用事業を行う組合は定期的貯金の六〇%以上を一年以上の長期貸付にしていけないという、貯金運用の基準を設けたのであります。これは申すまでもなく、先ほど長官から御説明がございましたように、組合員たる預金者の保護と併せて組合の信用を高める目的でござい

(貯金の拂戻準備の基準)

第四條 信用事業を行う組合は、貯金の拂戻もどしに充てるために、左の各号に掲げる金額の合計額以上の金額を、信用事業を行う組合、農林中央金庫、銀行又は郵便局へ預け入れなければならない。

一 要求拂貯金の規定であります。拂戻し準備預金の規定であります。

二 前号の貯金以外の貯金の百分の十に相当する金額

(余裕金の運用の基準)

第五條 組合は、左の方法による以外に、その業務上の余裕金を運用してはならない。

一 信用事業を行う組合、農林中央金庫、銀行又は郵便局への預け金

二 国債証券、地方債証券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

余裕金の運用の基準は右のように規定したのであります。

合については、同條の規定は、この政令の施行の日から起算して五年間は、適用しない。

五年間の後にこれを適用する。

3 前項の組合は、左表の上欄に掲げる期日までに、その自己資本の額の第一條の固定資産の価額と拂込済出資金との合計額に對する比率がそれぞれ下欄に掲げる比率以上になるようにしなければならない。

第四項第二條の規定は、この政令の施行の日の属する事業年度の次の事業年度から適用し、第三條及び第四條の規定は、この政令の施行の際これらの基準に達しない組合については、この政令施行の日から起算して一年を経過した日から適用する。

第二條の信用事業勘定の経理の区分につきましては、翌年からはつきり実施する、貯金の運用の基準、拂戻し準備預金の基準等は次の年から実施する。

この政令施行の際組合が第五條第二号に掲げる有価証券以外の有価証券を所有している場合には、当該組合は、同條の規定にかかわらず、余裕金をこれらの有価証券の所有のために運用することができ

ます。

○委員長(木下辰雄君) 何か御質問ありませんか。

○松浦清一君 これは何ですか、私も坐つていて恐縮ですが、協同組合法の改正をやるという、政府の予算的措置をやるものかどうかということになるのですか。

○説明員(曾根徹君) 先ほど御説明いたしましたように、御承認ございまして後、この次の国会を控へまして追加予算をいたします。

○松浦清一君 国会の承認を前提としておるけれども、その見込は立つておるのですか、役所のほうの考え方としては……。

○説明員(曾根徹君) 当初二十六年度の予算を編成いたしましたときに、あらかじめ農業協同組合におきましては、このような法律が制定されたい以上は、大団圓の承認を得られるのではなからうかという心組から予算を計上いたしましたのでありますが、事務局といたしましては、まだ法律の改正がないのにこういう予算を計上するのは少し早計である、法律が実施されてから予算を計上するようにというような、はつきりした約束ではございせんが、そういうような事情の下に、その際その予算の計上を一応引下げたのであります。農業協同組合の経理におきましては、先ほど申しましたように法律施行後に追加予算をいたして、只今実施しておりますので、それと同様なこととございまして、経費については当然考慮されるべきものと考えている次第でございます。

○松浦清一君 予算的な措置が講ぜられるからんかというのを聞くと、どうも委員が政府委員に質問するのは

逆のようになりませんがね、漁業法の関係なんかの予算的措置というものは完全に講じられて、そうしておの適用が予算的な面において遺憾なく適用されているわけですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 御質問の意味は、現在これから提出します漁業法の一部の問題ですか。

○松浦清一君 これもやはり改正になつてからのこともあるのですが、予算の問題……。

○説明員(松任谷健太郎君) この問題はいろ／＼今予算の計数等に當つていたわけでございますが、予算を必要といたしますのは、漁業法の一部改正の中で、この問題といたしましては、小型機船底曳の整理の問題等に關連いたしまして、い／＼と予算的措置又は資金的措置といったような問題がございまして、そういう財政資金といふたし、その程度要求すべきであるかという具体的な計画につきまして、現在審議中でございまして、それがまたより次第事務折衝なり国会への御連絡等を申上げたあと、かように存じておるわけでございまして、いづれにしましてもやはり同じような予算の問題といたしましては、追加予算の問題として考えておるわけでござい

○青山正一君 今松浦さんのおつしやつたことから申上げるわけなんです、例のあの漁業法が施行されてから、その後には請願とか陳情とかが山のように溜つて来ると思ふのですが、これは予算的措置が非常に少なかつたというふうなことからして原因するの費用だとか又は漁業法の予算的措置

が十分に講ぜられなかつたために、例え法律も大きい海区ごとでなく小さい部落ごとに、つまり単個の調整委員会というものを設けられるべき筋合いのものが海区に亘つていなかつたという恰好になつて、あとから問題の起らんように、やはり相当、松浦さんのおつしやつておることも、それから又私が言おうとするところもそこにあるわけですから、あとからこれは予算的の裏付けがなかつたとかどうとかいふふうな問題にならんように十分に措置を講じて頂きたい。例えはいつの委員会でも、漁業法の審議に當つても或いは協同組合法の審議に當つても、殆んど各委員から資金の裏付けのない法律というものは駄目だとか、或いは予算的措置のない法律というものは駄目だといふことを強く要望しておるのです、今度のこの法律はそういうふうな間違ひのないように一つあらかじめ念を押して置きたいというのが松浦さんや私の主張なんです。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ありませんか。この法案と同じような意味の農業協同組合の改正法案に対しては、参議院の委員会から希望条件を附けて承認した例があります。併し大体今この政令案を検討いたされまして、い／＼質問応答も進みましたから、これによりまして大体において自己資本の額を増す場合においても、五年間の猶予期間があります。水産業協同組合法の改正法案に対する希望条件は、大体この政令によつて達せられたというようにも思いますので、如何ですか、別にその法案に対する希望条件はありませんか。

○松浦清一君 ありませんね。

○青山正一君 農業共同組合のほうの……どういふふうな。

○専門員(岡尊信君) 要するに予算措置でありまして、ただ単に監督をするだけでは足りない。要するに指導監督費或いは役員及び組合員の教育宣伝費或いは自治監督の成費、これが主たるものだと思ひます。及び教育施設費と、少くとも三億数千万円を予算措置を講ずるに要する、こういうことなんでしょう。

○青山正一君 それにからんで申上げるわけですが、五年間の育成強化の方針というのはいろ／＼のものです、その点を一つ承わりたいのであります。

○説明員(曾根徹君) この法律改正に伴ひまして財務基準を制定し、その場合にやほりどうしてもそれを検査を並行して参ります場合におきましては、当然組合によりましては基準に達しないような、到底達しられないような組合が生ずると思ひます。その場合にその基準に達せられない基本的な理由等をよく検討いたしまして、只今御説明されたような、非常な零細な組合等につきましては、場合によりましてはこれの合併というふうなことにつきまして、例えば地方の育成教育会等と図り、これの合併等をも徳恵し、基礎を固め、この財務基準に、少くとも最低限先ず財務基準に達するような財政的な基礎のある組合に対するというところが第一の目標であります。つまり経営基礎の、先ず第一に健全化をいたさなければならぬと思ひます。

第二に、やはり協同組合の民主化といたしまして上におきましては、組合に対する良識ある理解が基礎になつて、その上における自由な自主性を発達せしめなければならぬと思ふのであります。ただ單に自由、自主性というものはなく、協同組合に対する教育を十分にやるということが大事なことだと思ひます。従ひまして協同組合の育成強化、組合員の教育ということを法律に規定してあります通り、財政の基礎が確立しますならば、必ずその教育費等も計上されて、組合員の教育を進められると思ふのであります。それらに對しまして、組合に対する理解を十分に深めるといふことが第二に大事な点だと心得ます。その点につきましては、只今委託経営いたしております組合学校等をも強化し、更に講習会等をもいたしたいと、そういう点について努力いたしたいと思ひます。

第三に、やはり常々陸地とは離れた沖合において組合員が活動しておりますので、その組合の経営は一にかかつて役員員の経営能力にあると思ひますので、この役員員の能力の向上ということに努力をいたさなければならぬと思ひます。

次にこのようにいたしまして更に強化すべき点は、協同組合の組織的な充実だと思ひます。單に單個の組合ばかりでなく、これを現に総合し、更に多く基礎を持ちまして系統的な組織の有機的な力としまして、組合の能力、機能を発揮しなければならぬと思ひます。

以上のような点に特に重点を置いて協同組合の育成強化をいたして行きたいと思ひます。

なお当面の問題といたしまして、旧債等によりまして負債及びその後の経済的な変動によりまして負債の累加、更にそれに伴ひます金利の重圧等が取りあ

えず当面の問題として非常に協同組合の経営を困難にしております。この負債に對しまして何らかの利子補給等のことについて考慮しなければならんと考へておる次第であります。

○青山正一君 先ほどからいろいろお話を聞いておりますが、例えば最後の予算の決議に要する費用というのは、僅か二千数百万円であるとおつしやつておりますが、今いろいろな龐大な計画もあるそうですね。それから組合の經理とか運営も、それだけでは組合の運営の合理化或いは運営の刷新も図れないと考へておりますが、つまり検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査指導費とかいふものも僕は必要だろふと思つております。そういう意味合いも、やはり附帶決議と申しましたようが、希望條項と申しましたようか、そういうものも一つお考へになられたらいいんじゃないかと、こういうふうにお考へておりますので、委員長如何でしょうか、今日一日でこれを仕上げなければならぬということになつていまいしょうか。若しこれを適當な、農業協同組合に對してもそういうふうな條項が付いておられますからして、あとから事務当局に一ついろいろこういつた不備を、委員各位の意見がそうならば、一つそういうふうにお取上げ願つて、そして明日でも明後日でもいいからこれを決定してもらいたいと思ふのですが、こういうふうな方針で進んで行かれることを希望いたします。

○委員長(木下辰雄君) 今の青山委員の意見は何ですか、希望意見で、申合せを、あれを付けたらいいことではないですか。

○青山正一君 まあそれは農業協同組合のような行き方でやはりやつて行つたほうがいいんじゃないかと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) それでは成るべく本日で何しようと思ひますが、大休専門員のほうで草案がありますから、その草案を一つ御覽下さいますと、青山委員のほうは御提案にして頂ければ結構だと思ひますが、それでは今の希望條件を一つ……。

○専門員(岡尊信君) 政府への注意を喚起する事項、一つ第五十七條の二の政令作成実施に當つては経済界の現況なり、現下漁村の金詰り等を十分考慮して慎重を期するの要がある。第二として、第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならぬとあるが、これには相當数の人員を中央及び地方に増員し、これに要する経費だけでは組合の經理の合理化も運営の刷新も図れないから、検査と共に役職員の指導監督なり、実地検査の指導費、これは組合へ人を置く費用の補助費であります、指導費等を盛つての経費を加えて十分なる予算措置を講ずる要がある、こういうことであります。

○委員長(木下辰雄君) この青山委員の希望條件をこの法案に附することに御異議ございませんか。

○委員(木下辰雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(木下辰雄君) それではこれから討論に入ります。御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

○委員(木下辰雄君) 御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。青山君からこの内容が上つておりますので、この希望條件としてお述べ願ひたいと思ひます。内容はわかつておりますから。

○青山正一君 本法律案は、漁業協同組合にとつては非常に必要な法律であります、是非とも一つ通過させなければならぬというふうな考へでおります。殊に漁業協同組合の育成強化という点におきましては、この法律を十分活かして今後運営して頂きたい。こういうふうにお考へております。殊に政府への特に注意を喚起する事項といたしまして、第五十七條の二の政令の作成実施に當りましては、経済界の現況なり、或いは現下の漁村の金詰り等を十分に考慮して慎重を期するの必要があると思ひますが、そういう意味合いのことを強く要望して頂きたい、こういうふうにお考へて頂きたい。

更に第二百二十三條の三項として、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につきまして、毎年一回常例として帳簿検査その他の検査をしなければならぬというところでありますが、これには相當数の人員を中央に、或いは地方に増員し、これに要する経費だけでも二千万円から三千万円を必要とするように解しますが、ただその検査だけでは組合の經理の合理化も、或いは運営の刷新も図れないのでありますから、検査と共に役職員の指導監督とか、或いは実地検査の指導費などを盛つて、こういう経費も十分に以て

昭和二十六年三月五日印刷

昭和二十六年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所